

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年 11 月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200379号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200090号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成9年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。平成5年4月1日から仕事を休んだことはなく、現在まで同じ形態で勤務しているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成5年4月9日付けの健康保険被保険者適用除外承認申請書(以下「適用除外申請書」という。)及びB国民健康保険組合から提出された被保険者台帳並びにA社の事業主及び同僚の回答から、勤務期間の特定はできないものの、請求者が請求期間当時に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は平成9年2月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、B国民健康保険組合から提出された請求者に係る同年3月3日付けの適用除外申請書によると、同社の事業主は、当該資格取得時において、健康保険被保険者適用除外申請の手続を行っていることが認められる上、同社の事業主から提出された同年5月分の健康保険保険料厚生年金保険保険料児童手当拠出金増減内訳書により、請求者が同年2月1日に同社において、初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、請求者は、給与明細書等を保有しておらず、A社の事業主も賃金台帳等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。